

資格取得（被扶養者認定）時のお知らせと届出時のお願い

事業主のみなさまへ

被保険者（被扶養者）の個人番号と氏名・生年月日・性別・住所が正確に記載された資格取得届（被扶養者届）を当組合が受領して、基幹システムへの入力後、オンライン資格確認システムへデータ登録が完了してからマイナンバーカードによる受診が可能になります。そのため、データ登録が完了するまではマイナンバーカードによる受診はできませんので、速やかに届出いただきますようお願いいたします。

なお、資格取得届（被扶養者届）に個人番号等を正確に記載された場合は、資格取得届等が当組合に提出されてから5日以内にデータ登録が完了します。完了しましたら「資格情報のお知らせ」にてお知らせいたします。（個人番号の管理を外注されている場合につきましても個人番号は迅速にご提出いただきますようお願いいたします。）

また、届出の際に個人番号の記載がない場合はオンライン資格確認システムに登録ができず、医療機関等の受診の際に「資格無効」等と表示され保険診療を受けることができません（個人番号が登録されるまで同様の状態が続きます）ので、届出の際には、個人番号の記載をお願いいたします。

加入者のみなさまへ

入社時（健康保険の加入時）や扶養家族の認定の際には、事業所へ速やかに個人番号を届出いただきますようお願いいたします。